

改正業務報酬基準 講習会

主催：（一社）和歌山県建築士事務所協会

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。

国土交通省では、近年の建築物の設計・工事監理の多様化・複雑化、建築主等からの設計等の業務に対する要求水準の高まりなど建築士事務所の業務環境に大きな変化が生じてきていることから、業務報酬基準告示の見直しを行い、今般、平成31年国土交通省告示第98号として公布・施行されました。

新しい業務報酬基準では、略算方法に用いる略算表の刷新、設計等業務の難易度の反映、標準業務内容の明確化などを行っています。

建築物の設計・工事監理が適切に行われるためには、業務に応じた適切な報酬を得ることが重要です。

本講習会は、新しい業務報酬基準の考え方を正しく理解し、広く周知を図るために開催いたしますので、この機会にぜひご受講ください。



受講対象者

建築士、建築士事務所の開設者、
その他建築関係従事者、建築主など

1. 平成31年1月施行の
改正業務報酬基準の解説
2. 国土交通省によるDVD解説
3. 建築CPD情報提供制度の
認定プログラム（予定）
4. 資料提供「官庁施設の設計業務等積算要領」
(和歌山県建築士事務所協会で独自追加)



開催日時

平成31年4月25日（木）14:00～16:00

開催会場：建築士会館3F 大会議室

和歌山市ト半町38番地

受講料

無料（※受講者にはテキストを無料で配布します）

申込方法

裏面、受講申込書によりFAXまたはメールでお申込みください。

「改正業務報酬基準 講習会」

受講申込書

(一社) 和歌山県建築士事務所協会 行

FAX： 073-432-6559

E-mail：info@w-aaf.or.jp

お名前	
勤務先	
住 所	
TEL	
FAX	

開催日時：平成31年4月25日（木）14：00～16：00

開催会場：建築士会館3F 大会議室

和歌山市卜半町38

問合せ先：(一社) 和歌山県建築士事務所協会

TEL：073-432-6539